

森林地域の変更に係る審議会への意見聴取に関する取扱いについて

現 状： 森林地域の変更（縮小）の場合、林地開発完了後、森林計画の変更（5年に1回）に合わせ、審議会へ意見聴取している。

変更案： 審議会への意見聴取に代えて、①林地開発許可の申請があったとき、又は②林地開発許可に先立ち都市計画法の地区計画などの区域決定等を行うときには、審議会へ事前の意見聴取を行うとともに、林地開発完了後、審議会へ報告（1年に1回程度）を行うこととする。

森林地域の変更に係る土地利用基本計画の変更手続きについて

現 状

林地開発
許可申請林地開発
許可林地開発
完了森林計画変更
に
合わせ5年に1回土地利用
基本計画
の変更地域森林計画
の変更
※5年に1回

意見聴取

埼玉県国土利用計画審議会

変更案(①個別開発の場合)

林地開発
許可申請林地開発
許可林地開発
完了

1年に1回

土地利用
基本計画
の変更地域森林計画
の変更
※5年に1回森づくり課から
情報提供

土地水政策課

事前の
意見聴取

事前意見

- ・許可申請者に事前意見の内容を助言
- ・助言内容を森づくり課に情報提供

報告

埼玉県国土利用計画審議会

埼玉県国土利用計画審議会

赤字 → 国土利用計画審議会において、取扱いを規定

青字 → 新たに、手続きに係る「事務処理要領」を作成（庁内用）

令和6年5月 第77回国土利用計画審議会

(6月 事前意見聴取手続きに係る事務処理要領作成 (県庁内向け))

7月 森林地域の変更に係る事前の意見聴取

- ①令和4年8月18日 (第72回国土利用計画審議会 (諮問: 森林地域の縮小)) 以降に林地開発許可を受けたもの 3件 (予定)
- ②市街化調整区域における地区計画 (圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地区) 1件

令和7年2月頃 森林地域の変更に係る諮問及び報告

諮問: 令和4年8月18日から令和6年5月15日までに林地開発許可行為が完了したもの 11件 (予定)

報告: 7月審議会上記①のうち、林地開発許可行為が完了したもの
(件数未定)